

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成28年 8 月 8 日
【会社名】	株式会社オータケ
【英訳名】	OTAKE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村井 善幸
【本店の所在の場所】	名古屋市中村区名駅三丁目 9 番11号
【電話番号】	(052)562-3311
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 加藤 邦彦
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中村区名駅三丁目 9 番11号
【電話番号】	(052)562-3311
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 加藤 邦彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成27年8月27日開催の当社第63期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年8月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項及びその総額

普通株式1株につき金25円 総額100,698,550円

効力を生じる日

平成27年8月28日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規定の追加、監査役及び監査役会に係る規定の削除、取締役及び取締役会に係る規定の変更等、所要の変更を行うものであります。併せて、取締役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって一部免除ができる旨の規定並びに業務執行取締役等でない取締役とも責任限定契約ができる旨の規定を新設するものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、吉川富雄、村井善幸、高原修一、服部透、三浦博隆、加藤邦彦及び今崎清明を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、堀部浩市、石原真二及び秋山三郎を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、赤星知明を選任する。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を、年額150百万円以内と定める。ただし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額30百万円以内と定める。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	36,942			(注)1	可決(91.72%)
第2号議案	36,942			(注)2	可決(91.72%)
第3号議案				(注)3	
吉川 富雄	36,942				可決(91.72%)
村井 善幸	36,942				可決(91.72%)
高原 修一	36,942				可決(91.72%)
服部 透	36,942				可決(91.72%)
三浦 博隆	36,942				可決(91.72%)
加藤 邦彦	36,942				可決(91.72%)
今崎 清明	36,942				可決(91.72%)
第4号議案				(注)3	
堀部 浩市	36,942				可決(91.72%)
石原 真二	36,942				可決(91.72%)
秋山 三郎	36,942				可決(91.72%)
第5号議案				(注)3	
赤星 知明	36,942				可決(91.72%)
第6号議案	36,942			(注)1	可決(91.72%)
第7号議案	36,942			(注)1	可決(91.72%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものの集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以 上